

## 個別報告

### 「犯罪被害者支援弁護士制度創設に向けた課題」

弁護士 江藤 里恵（第二東京弁護士会）

#### 1、本報告の背景と目的

2024年4月に綜合法律支援法が一部改正され、犯罪被害者支援弁護士制度が2026年までに導入されることとなった。

現在、法務省と法テラス、日本弁護士連合会（日弁連）との間で具体的な制度の内容について検討が行われているが、現時点まで制度の詳細は公表されていない。

弁護士は、民事、刑事いずれの領域でも活動できる点をいかし、事件直後から様々な困難に直面する犯罪被害者に対して、幅広く、かつ一貫してサポートできる点でも存在意義がある。一方で、弁護士の支援には、犯罪被害者の費用負担という課題がある。犯罪被害者が、加害者から賠償を得られる見込みのない中、弁護士費用を負担出来ないとして支援を受けることを諦める事例も少なくない。

そこで、本報告では、現在の弁護士による被害者支援制度の問題点を指摘したうえで、犯罪被害者支援弁護士制度における業務範囲、対象犯罪の範囲、利用者たる被害者の資格要件について、自身の被害者支援の弁護活動の経験を踏まえながら私見を展開することとしたい。

#### 2、弁護士による被害者支援

弁護士が扱う業務の中で、犯罪被害者支援という分野は比較的新しい分野であるが、徐々に認知されるようになってきた。事件直後からマスコミ対応や捜査機関との窓口となって犯罪被害者の選択や対応についてサポートし、刑事裁判では、被害者参加弁護士としての活動や、代理傍聴、被害者に対する証人尋問、心情意見陳述のサポートも行う。経済的支援としては、示談交渉、損害賠償命令申立て、民事訴訟、犯罪被害者等給付金の申請サポートもある。その他にも受刑者等に対する心情伝達制度の支援など非常に多岐にわたる内容を扱っている。弁護士は、民事、刑事いずれの範囲でも活動できる点をいかし、事件直後から様々な困難に直面する犯罪被害者に対して、幅広く、かつ一貫してサポートできる点でも存在意義がある。

#### 3、現在の弁護士による被害者支援の課題

実務の立場から考える課題は様々あるが、ここでは、次の2点を取り上げたい。一つは費用の問題、もう一つは人材確保の問題である。

弁護士に依頼する際、犯罪被害者にとって最も気になるのは費用である。現状、弁護士が国の費用で活動できるものは、刑事裁判における国選被害者参加弁護士としての活動のみである。しかし、被害者参加の対象事件は限定され、被害者参加人が行うもの以外は本来、国選被害者参加弁護士の活動対象外である。

また、弁護士が行う支援は訴訟外の業務が多い。現在、訴訟外の活動については、一定の

要件のもと日弁連委託援助制度を利用し、犯罪被害者の費用負担を軽減できる場合がある。ただし、同制度は弁護士の会費を基に運営されており恒久的な制度ではない。これらを利用するには一定の資力要件が定められている。

その他にも地域によって利用できる制度があり、弁護士が法律相談を通じて案内しているが、「弁護士に依頼＝費用がかかる」といったイメージもあってか、犯罪被害者は、相談自体を躊躇し、弁護士に繋がったときには、時機を失って選択肢が極めて限られてしまっている場合もある。

もう一つは人材確保の問題である。犯罪被害者支援という業務が認知されるに伴い、支援を希望する件数も増加している。特に性犯罪などを中心に女性弁護士を希望する犯罪被害者も多いが、東京でも対応できる女性弁護士の数が足りていないとはいえず、1人の女性弁護士にかかる負担は大きくなっている。男女に限らず、犯罪被害者支援業務は、扱う内容も多く、その性質上、弁護士の業務全体に対する負荷は軽くない。ところが、国選や各種制度を利用した場合の報酬は、その他の業務と比べて比較的低額であり、結果として人材確保が課題となっている。

#### 4、考察・被害者支援弁護士制度への期待

被害者支援弁護士制度は、事件直後から国費で弁護士の支援を受けられる制度を予定しており、犯罪被害者が早期から一貫した支援を受けられ、結果として選択肢も拡大することが期待できる。

一方で、対象事件が被害者参加事件に限られると、例えば、いわゆるリベンジポルノ事件、撮影罪やストーカー規制法違反事件の犯罪被害者は支援を受けられない可能性がある。対象事件の範囲については、国選被害者参加制度よりも広いものであることが必要である。

また、犯罪被害者は、事件により職を失い、あるいは心身の不調に陥り、長期にわたり経済的に不安定な状況となる方が少なくない。資力要件についても、支援を必要とする方が利用を躊躇しないように、現在の国選被害者参加制度よりも緩やかな制度であることを期待したい。

そして、制度の導入でより、弁護士による支援に対する需要が高まることが予想されるが、知識や経験を有した人材を十分に確保するには、もちろん我々弁護士の研鑽も必要であるが、加えて、弁護士が支援業務を継続できるような仕組みや報酬体系がなければ、人材を確保、育成することは困難であると考えられる。

以上